

市においても検討を進めてきたが、浦崎地域には戸崎幼稚園の廃園により幼稚園がなくなったため幼・保の機能を選択できる認定子ども園を設置することとした。また、保育所の入所は保育に欠けることが条件で、就労証明書が必要であるが、認定子ども園は幼稚園機能も併せ持っており、短時間の保育が可能で就労証明書も必要ない。保育内容については保育指針に基づき保育する保育所と違い、認定子ども園は2歳までは保育指針、3歳以上は幼稚園教育要領に基づき保育し、施設の設置基準等は現在の保育所の設置基準と同様か、またはそれ以上の基準が求められていると答弁があった。

老人クラブ連合会への補助金が減額
老人クラブ連合会への補助金が半減した理由についてただしたのに対し、理事者より、平成18年度は合併前の2市1町で予算組みをし、それを合算したものであったが平成19年度は1つの老人クラブ連合会となり、補助申請の中身を精査する中で、本市の基準に合わせたのが、その減額の主な要因であると答弁があった。

ファミリー・サポート事業の実施状況
ファミリー・サポート事業の実施状況についてただしたのに対し、理事者より、2月時点で提供会員、依頼会員合計72名が在籍し、320件の利用があった。また、市域の広域化に対応するため、因島に相談窓口を設置するよう因島の子育てセンターと協議していると答弁があった。

一人暮らし高齢者の緊急通報体制の整備
緊急通報体制等整備事業委託の事業内容についてただしたのに対し、理事者より、合併により2市3町それぞれの緊急通報体制を整備したもので、65歳以上の一人暮らしの人に月額650円の自己負担で緊急通報装置を貸与するものである。今後も高齢化、核家族化が進む中で充実していきたいと答弁があった。



愛あいセンター

愛あいセンターの存続は
向島町の愛あいセンターの今後の施設使用についてただしたのに対し、理

事者より、合併により、公共施設の数も増え、行政コスト、年間の維持管理費の節減を図る観点から、平成19年度早期に使用を中止した後、建物を壊し、地権者に土地を返還する予定であり、影響が危惧されるボランティア団体の活動については公民館で代替できると考えていると答弁があった。

妊婦無料健診の回数増は
国の通達で妊婦無料健診を5回程度に増やすことが望ましいとあったが回数を増やす予定はないのかとただしたのに対し、理事者より、2月8日に県からの通達を確認したが予算計上の検討に間に合わなかったため、県内の状況を把握しながら今後、研究したいと答弁があった。

ロングステイ型観光商品の開発へ
県の事業であるロングステイ型観光促進事業を活用した今後の施策の展開についてただしたのに対し、理事者より、対象者を団塊の世代の夫婦とし、3泊4日以上旅行ということで、尾道地域の特色に沿った観光メニューを検討したいと答弁があった。

尾道駅前に公衆便所を設置
尾道駅前公衆便所設備設計委託料にかかり、設置場所及び供用開始時期についてただしたのに対し、理事者より、設置場所は尾道駅西側再開発棟エスカレーターと、下り線ホームとの間であり、尾道駅のバリアフリー化の工事が完了した後に工事に着手し、新年度の早い時期での供用開始を考えていると答弁があった。

なぜ高規格救急車でなく消防ポンプ車を購入するのか
消防自動車購入について、高規格救急車でなく、消防ポンプ自動車を購入する理由についてただしたのに対し、理事者より、消防ポンプ自動車は配備後13年経過し、修理回数も増加して、機能も著しく低下している中での更新整備が必要となった。高規格救急車についても、設置の必要性は認識しており、更新する時は、西分署に配備することを考えていると答弁があった。



原田小学校

原田小学校の存続について
平成19年以降、教育委員会で統合方

針が決定している原田小学校区について、地域が小学校の存続を求めていることから、方針転換をすべきではないかとただしたのに対し、理事者より、よりよい教育環境の実現ということから提案しているが、方針転換については、今しばらく地域住民の声を大事にしながら、十分検討したいと答弁があった。

向島中央小学校の新築移転計画の進捗状況は
向島中央小学校新築移転計画の進捗状況についてただしたのに対し、理事者より、新築移転の場所として3カ所当たってみたが、すべて難しく、現在は、現地建てかえを検討していると答弁があった。



向島中央小学校

公民館の活性化に係る基本計画の策定期間は
公民館の活性化に係る基本計画の策定期間についてただしたのに対し、理事者より、平成18年3月に答申が出されて以来、策定作業に入り、平成19年3月末を目途に策定する予定だったが、地域の実態の把握等に時間を要し、策定期間は平成19年4月にずれ込む予定であると答弁があった。

国民健康保険事業特別会計
一般被保険者療養給付費の減額要因と保険料収納率の低下についてただしたのに対し、理事者より、給付費の減額については、社会保険加入者が増えたことが主な要因であり、収納率の低下は、国保被保険者の所得が100万円以下の層が55%を占めている状況に加え、国保料に介護保険料が加わったこともその要因と考えられる。また、国保会計については、国・県の負担割合を増やすよう求めることも大事だが、国民総医療費の抑制こそが必要と考えており、健康推進施策における健康づくりや疾病予防を念頭におき、やっていきたいと答弁があった。

千光寺山索道事業特別会計
運賃収入における増加要因についてただしたのに対し、理事者より、大和ロケセット効果後も例年以上の収入を確保していることや、今年度の観光動向調査において、特に行きたい場所と

して千光寺山が多く挙げられていたこと等から、安定した収入が見込めるものと考えていると答弁があった。

介護保険事業特別会計

第1号被保険者保険料を前年度より1億300万円増額した要因と利用料の軽減策の必要性についてただしたのに対し、理事者より、対象である高齢者の絶対数が増えているのが主な要因であり、利用料の補助制度については、国の制度としてやるべきことで、尾道市独自の利用料軽減策は考えていないと答弁があった。

尾道大学事業特別会計

大学用地造成工事及びそれに伴う物件補償にかかわり、場所、面積及び補償補填の内容についてただしたのに対し、理事者より、場所は久山田の水源池南側を一部埋め立てて造成するものであり、面積は約3,000平方メートルである。また、物件補償は埋め立てに伴う水道管、電話線等の埋設物の移設補償等や水道局への補償であると答弁があった。

水道事業会計

受託管理費と建設改良費にかかわって、浄水管理部門や工務技術部門全体にわたる再編計画についてただしたのに対し、理事者より、浄水場の運転監視業務の委託化を予定しており、上水道拡張事業に効率的に人員を配置するとともに、原田町の給水開始に伴う保守業務の充実を図りたいと答弁があった。

自動車運送事業会計

自動車運送事業収益が323万5,000円増額となっていることの要因についてただしたのに対し、理事者より、市内のスクールバスや企業間の輸送を考えて多少の増額を見込んでいると答弁があった。

病院事業会計

平成18年度から19年度まで3億7,000万円予算計上している市民病院増改築事業における設備投資の見解についてただしたのに対し、理事者より、昭和58年移転後、設備等の更新ができていなかったため、リラックスできるような待合の改善や、医療ニーズに合わせ透析室、消化器系統の外来を充実するための改修を予定しており、収益的収支勘定への影響も小さく、投資効果が黒字の要因になるとも認識していると答弁があった。

議員提出議案

条例改正

●市議会委員会条例

地方自治法の改正に伴い、閉会中の議長による委員の選任、所属変更及び辞任の許可に関する事項並びに

電磁的記録による委員会記録の作成・保管について規定するとともに、理事者の機構改革に伴う総務委員会及び文教経済委員会の所管事項を改めるものである。

●市議会委員会条例

次期市議会議員選挙から議員数が減少することに伴う各常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を改めるものである。

規則改正

●市議会会議規則

地方自治法の改正に伴い、委員会の議案提出及び電磁的記録名や会議録の作成等に関する事項を規定するものである。

議会の人事

●予算特別委員会

委員長 清川 隆信

副委員長 山戸 重治



予算特別委員会委員長

請 願 (要 旨)

仮称 因南学園設立推進のための請願書

因島地域の産業構造の変化や近年の少子化傾向により、因島地区の小・中学校の児童・生徒数の減少が進み、学校の小規模化が深刻化してきたことから、尾道市は仮称因南学園設立の計画をまとめられました。私たちPTAは、仮称因南学園計画の説明を受け、小規模校の長所短所や適正規模校の長所短所を検討しました。同学園設立後は学校の無くなる地域ができてしまい、当該町民、卒業生等にとっては大変辛いことではありますが、あくまでも子どもの立場で考えた時、同計画を受け入れ、賛成をするに至りました。しかし、学校が無くなるという現実から直接の当事者である我々PTAとの意見交換をすることもなく同学園設立計画に反対する活動があり、とても残念に感じています。そこで、改めてPTAの立場で同学園の設立が推進されるように請願をいたします。

既に議論は尽くされていますが、平成12年の因島市立学校統合諮問委員会においても小規模校の長所を認めつつ、次のような短所も指摘しています。

児童・生徒の切磋琢磨・競い合いがなく、多様な見方考え方や覇気・たくましが育ちにくい。

人間関係・交友関係が固定化されるため、序列ができる傾向があり、「いじめ」等は深刻化しやすい。

学校行事の種目や部活動の種類が限定されるため、盛り上がり欠ける。

1学年の担任が1人であったり教科担任が1人であると、教材や指導方法などの研究交流ができにくい。

1人の教職員が多くの校務分掌を担当することになり、時間的にも、児童・生徒へのかかわりの面にも、支障をきたす恐れがある。

中学校では、免許外教員や時間講師による授業も生じてくる。

同諮問委員会では、適正規模の考え方を次のように整理しています。

(1) 学習集団の充実

学校の存在意義の最も大きなものの一つに、集団学習による教育効果がある。すなわち、多くの個性がぶつかり合い、多面的なものの見方や考え方を交わす切磋琢磨の場が学校である。また、力をあわせて問題解決する過程で、一人の非力さや仲間の素晴らしさに気づきながら豊かな社会性が育まれる場でもある。

児童・生徒は、生活の大半を学校で過ごしており、そのため学校における人間関係は大きな意味を持っている。新年度のクラス替えは、固定しがちな人間関係に変化を与え、気持ちの切り替えのチャンスにもなる。もし、1学級のまま入学時から卒業まで同一集団の中で過ごさなければならぬことになれば、子どもにとって少なからぬ影響があると考えられる。小規模集団では実施したくてもできないものも多くある。体育や音楽における団体競技や合唱の活気や迫力は大集団になるほど高まっていく。また、行事におけるプログラムが豊富なほど、部活動の種類が多いほど一人ひとりの個性・特性を伸ばすチャンスも増えていく。一定規模の集団であれば、工夫によって小規模集団の持つメリットに近づくことができるが逆の場合は、限界があると考えられる。従ってある程度の集団を確保することが、子どもの学ぶ権利を保障することになるといえる。

(2) 教育指導・学校運営の充実

21世紀の新しい指導法として、一人ひとりの特性に応じて学習の課題や方法を設定し、複数の教職員によるティームティーチングにより効果をあげる等、斬新な取り組みが導入されてきており、多様な取り組みが始まっている。また、子どもの自己決定力を養い、興味関心に応じた学習